

美唄市新分野進出補助事業 募集要領【一般】

(美唄市中小企業等振興条例第4条第4号に定める新規創業及び新分野進出補助金)

1. 目的

この補助金は、美唄市内において新分野・新市場に進出しようとする中小企業者を支援することにより、市内での新しいビジネスの創出やサービスの向上、空き店舗や空きスペース解消による地域経済の活性化を目的とします。

2. 補助対象及び要件

- ・新分野・新市場へ進出し、新たな雇用を創出する事業であること
- ・会社の場合、定款変更（申請時点で定款に記載済みのものは対象外）及び開設する事業所等で本店登記か支店登記を行うこと
- ・個人の場合、金融機関からの融資を受けること
- ・当該年度中(令和8年3月31日まで)に必要な工事、商業登記、什器の購入等が完了する事業であること
- ・チェーン店やフランチャイズ契約等の契約に基づく事業でないこと
- ・3親等以内の親族から引き継ぐ事業でないこと
- ・国、道の補助金及び美唄市の別の補助金を活用していないこと
- ・市税の滞納が無いこと
- ・美唄市暴力団の排除の推進に関する条例(平成25年条例第4号)第2条に規定する暴力団、暴力団員又はこれらの者と密接な関係を有する者に該当しないこと

3. 対象事業について

農林漁業、医療業（病院等）、金融保険業、風俗営業等に該当しない業種

4. 募集期限

令和7年11月28日（金）まで

※予算が無くなり次第終了となります。

5. 補助金額

(1) 補助金額

補助対象経費の1/2に相当する額（上限200万円）

(2) 補助対象経費

○事務所・店舗等開設経費

ア 新たに開設する事業所等の外装及び内装並びに設備に係る工事費

イ 什器備品等の購入及び設置に係る経費（パソコン等汎用性の高い備品を除く）

○商業登記等に関する経費

ア 新分野として開設する事業所等に係る登録免許税（会社）

イ 商号登録に係る登録免許税（個人）

ウ 会社変更登記及び商号登録に伴う司法書士、行政書士等に支払う申請資料作成経費

○販売促進に関する経費

ア 広報宣伝費

イ パンフレット作製費

ウ ホームページ制作費

(3) 補助金の支払時期

事業完了後、実績報告書を受理し、補助金額を確定した後に支払います。

6. 応募方法について

(1) 応募方法

応募書類を美咲市経済部経済観光課へ提出してください。

(2) 応募書類

- ・補助金交付申請書
 - ・事業計画書
 - ・収支内訳書
 - ・事業所の位置図及び平面図
 - ・見積書
 - ・納税証明書（滞納がないことがわかるもの）
 - ・住民票（個人の場合）
 - ・決算書（会社の場合）
 - ・その他必要な書類
- } (HPよりダウンロード)

(3) 提出部数 1部

※本申請の前に事前申請を行うこと。また、事前申請期間中に本申請を希望する場合は、事前申請時にご相談ください。

7. 審査の手続き

応募書類を市が審査し、補助金を交付するか否かを判断します。

審査項目及び審査の着眼点

- ・公的な資金の使途として適切であること
- ・事業の妥当性・実現性・継続性・成長性がみとめられること。

8. 事業完了後の実績報告の提出

事業が完了してから14日以内に下記の書類を提出していただきます。

提出書類

- ・補助事業実績報告書
 - ・収支内訳書
 - ・領収書（写）
 - ・事業実施したことがわかる写真
 - ・融資を受けたことを証明する書類（個人の場合）
 - ・変更後の定款（写）（会社の場合）
 - ・登記したことがわかるもの（会社の場合）
 - ・その他必要な書類
- } (HPよりダウンロード)

9. 応募受付・問い合わせ

〒072-8660

美咲市西3条南1丁目1-1

美咲市役所経済部経済観光課商工労働係

【TEL】0126-63-0111（直通）

【E-mail】shokou@city.bibai.lg.jp